

第百十四回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

平成元年二月九日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

定数は正に関する小委員

甘利 明君	鹿野 道彦君
左藤 恵君	塩川正十郎君
塩崎 潤君	戸塚 進也君
山崎 拓君	佐藤 観樹君
山花 貞夫君	伏木 和雄君
岡田 正勝君	松本 善明君
定数は正に関する小委員長	塩川正十郎君

平成元年五月二十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中山 利生君	理事 塩崎 潤君
理事 鹿野 道彦君	理事 福島 譲二君
理事 戸塚 進也君	理事 佐藤 観樹君
理事 山崎 拓君	理事 岡田 正勝君
理事 伏木 和雄君	理事 石井 一君
甘利 明君	左藤 恵君
上村千一郎君	額賀福志郎君
塩川正十郎君	森 清君
村上誠一郎君	角屋堅次郎君
小澤 克介君	山花 貞夫君
堀 昌雄君	松本 善明君
中村 巖君	

出席政府委員

警察庁刑事局長 中門 弘君
法務省刑事局長 根来 泰周君
自治省行政局長 浅野大三郎君
委員外の出席者
国税庁直税部所 得税課長 阪田 雅裕君

自治省行政局長 田中 宗孝君
自治省行政局長 谷合 靖夫君
自治省行政局長 太田 勝利君
特別委員会第二 岩田 情君
調査室長

委員の異動

二月八日

渡部 恒三君

三月三日

岡田 正勝君

同月二十七日

西村 章三君

五月二十四日

山花 貞夫君

同日

小澤 克介君

同日

二月二十七日

四月二十日

補欠選任

塩川正十郎君

補欠選任

西村 章三君

補欠選任

岡田 正勝君

補欠選任

小澤 克介君

補欠選任

山花 貞夫君

同日

理事岡田正勝君三月三日委員辞任につき、その補欠として岡田正勝君が理事に当選した。

衆議院議員の定数は正に関する陳情書(長野県岡谷市幸町八の一岡谷市議会内片倉久三(第一二二二号))
五月十七日
選挙区制度に関する陳情書(宮崎市橋通東二の一〇の一宮崎県議会内堀之内砂男(第一五三三号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中山委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に岡田正勝君を指名いたします。

○中山委員長 内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行います。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。坂野自治大臣。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)は本委員会に付託された。

律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○坂野国務大臣 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員給与の改定、物価の変動等にかんがみまして、執行経費の基準を改定し、もって国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存するものであります。

次に、この法律案による改正の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、ポスター掲示場の経費の額について、候補者数が十三人以上の場合において、所要の額の加算を行うとするものであります。

以上が、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

ます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員長 ただいま提案をされました案件につきまして、私ども社会党といたしましても適切な処置であると考えておる次第であります。

そこで、きょうはちよつと時間がございまして、今私ども政治家にとつて最大の案件は、今の政治制度、選挙制度、政治資金のあり方、これらのすべてを一遍原点に返つて見直す必要があるのではないかと、一般の国民もそういうふうを考えておられるようでありまして、さらに有識者の皆さんもそのようなお考えのようでありまして、それを受けて、自由民主党でも今回自民党政治改革大綱というのを御発表になりました。私どもは私どもの考えがございまして、特に私は当委員会でも何回か既に私の考え方も述べておるわけでありまして、きょうはこういう問題を含めて、少し自治大臣との間に質疑を行わせていただきます。

そこで、まず最初に、警察庁、法務省から御出席をいただいておりますが、実は私は、参議院における比例代表制という制度は、私が社会党の政策審議会長をいたしておりましたときに、参議院における比例代表制についてという私の提案を提案をしておりました。それがたまたま竹下さんが自由民主党の選挙制度調査会長になられましたときに、私に、堀さん、どうも参議院全国区という制度はお金がかかって仕方がない、何とかあなたの案である参議院比例代表制というのをひとつ自民党案として議員立法で提出をしたいけれども堀さんどうだろうか、こういうふうに竹下さんから

御相談がありました。

私は、実は昭和三十五年の一月から当委員会の委員となりまして、途中役職の関係で委員会に所属していなかったときも少しございしますが、その他はおおむね当委員会に一貫して籍を置かしていただいておりますので、今日も公選の委員でござい

ます。実はこの選挙制度の問題というのは、参議院よりも衆議院の方を改めなければならぬ、こう思っているけれども、現状ではなかなか衆議院の選挙制度の抜本改革というのはいささか難しいから、ひとつ参議院で比例代表という日本ではなじみのない選挙制度をやることによって国民に政党本位の選挙制度というものについての理解を得られる一つの手段として、私はあなたの提案は大変前向きに受けとめたいと思うので、そこで私の案を自民党案にされてそれで社会党賛成というわけにはちよつと簡単にいきにくいけれども、そこは部分的に手直しをして我々としてもこの法案の成立については協力をしたい、私は竹下さんにこういう話をいたしました、そしてこの参議院比例代表制というのは、実は参議院先議で提案をされることになりました。

当時、しかし参議院におきましては公明党、共産党の方たちはこの制度に大変強く反対をなさまして、残念ながらこの法案は参議院では強行採決を行つて衆議院に回つてきたという歴史的な経緯がございまして、私は、そういう関係もありましたので、みずから理事を買つて出しまして、私と佐藤樹樹さんが社会党の理事ということでこの法案の成立について努力をしたい、こう考えたわけがございまして、当時久野先生が公選の委員長でございまして、私は久野先生に申し上げたのは、参議院では不幸なことに強行採決という経過になったけれども、衆議院では私は、最大努力をして公明党、共産党の皆さんにも御理解をいただきながら整々とした採決が行われるようにしたいので、久野さんそれについてはひとつ私の考えを十分尊重していただきたい、こういうふうをお願いいたしま

したら、久野委員長は、わかりました、もし強行採決でなしに整々とした採決が行われるというところなら、私は全面的に堀さんの御意見を尊重します、こう言っていたら、実は審議をいたしたわけがございまして、幸いにして、衆議院では公明党、共産党の皆さんにも御理解をいただいてこの法案は成立をしたわけがございまして。

最近の状態を見ておきますと、実は参議院におきましても公明党、共産党の皆さんもこの比例代表という制度については大体御賛成のように関係の皆さんから承つておるわけがございまして、ですから、そういう意味でこの参議院比例代表制というものが日本で現在の中選挙区制、個人本位の選挙制度から初めて政党本位の選挙制度の姿になった。部分的でございまして、部分的ではござい

ませんが日本における政党本位の選挙制度が導入されたということもございまして、実は今回が三回目の参議院選挙が行われることになっているのであります。

そこで私は、当初この制度について拘束名簿式というものを原案にしておりますけれども、率直に言いますと、政党が一方的に決めた拘束名簿の順位というものは、必ずしも国民が希望しておるような順位になつておるかどうかという点については非常に疑問がございまして。

さらに私は、竹下さんを含めて自民党の皆さんにちよつと苦言を呈したのでありますけれども、竹下さんが私に話をされたのは、参議院の全国区は金がかかつてしょうがないからむだな金を使わないために比例代表をやりたいとおっしゃつて、私は了解したわけがございまして、ところが自由民主党は、参議院の選挙そのものにはお金がかからないのですけれども、要するに、リストの順番を決めるためにその候補者たちに、まあ細かいことは申し上げませんが、資金的な協力の成果によつて順位を上げるなどという、まことにどうも私どもとしては理解、納得のできないやり方をおとりになつたものですから、参議院全国区

は金がかかる制度だというふうには理解をしておりますが、実は金がかかるといふわけでありまして、参議院の比例代表の選挙制度そのものにはお金はかからないのであります。かかっているのは、自民党が皆さんから金を取り上げる手段に使つたというところに問題があるので、まさに私は、今度のリクルートの問題を含めて、自民党の体質の中に要するに金を集めることが党にとつては重要なという基本的認識があることが図らずも今回のリクルート問題で国民の前にはつきりとあらわれた、こういうふうには理解をしておるわけがございまして。

そこで、ひとつ自治大臣、参議院の御出身でもございまして、参議院の比例代表制というもののそのものの選挙にはこれまでの全国区に比べてお金はかからない、そう思うのでありますけれども、大臣、いかがでございましょうか。

○坂野国務大臣 堀先生は、私なんかと違つて、長年選挙制度問題につきましては本心に権威者でございまして、私もよくいろいろな先輩の方から話を聞いております。きょうはそういう意味で、堀先生の話を実はよく聞いて、それによつて十分私どもの対応を考えようという基本的な考え方で来ております。きょうは自民党の先生方も委員もそうそうたるメンバーでございまして、私の方はむしろにわか勉強でございまして、そういうことをひとつお含みの上よろしくお願いしたいと思

います。先生おっしゃるやうに、全国区制度というものがやはり大変な残酷区だということで、体力的にも大変だし金もかかるのじゃないかということで種々議論のあつたことを私も承知いたしております。私も、きょう見えておる戸塚先生も一緒に、何とか名案がないかということで随分議論いたしました。そこでいろいろな議論が中になりました。参議院という性格からいって参議院が政党化することはおかしいじゃないかという議論も随分あつて、それを踏まえた上で比例代表ということになつたわけがございまして、やつてみれば、やはり現職と新人と御案内のとおり両方あるわけ

ございます。現職の方は、政治的な能力であるとか識見、力量ということは判断できるけれども、特に新人の皆さんは、どこの出身であるとかどういふ方だといふようなことも順位をつける場合の判定がなかなか難しいんじゃないかということもあって、そういう党員の数とかあるいは後援会の数とかには表向きはこだわらないということでも今日も来ているわけでございますけれども、どういふ順位をどういふ基準によつてつけるかということになると、やはりそれだけの努力をした、それだけ多くの皆さんの賛成を獲得したとかといううなことが、何となしに一つの参考資料としてはどうしても考えざるを得ないというようなことが実情じゃないかと思ひます。

私も順位決定のそういった場面の中に入つた経験もございませんし、私なんかチンピラでございましてからそういうおこがましい会合にはもちろん参画しとてございせんけれども、そういう中で何となしに、できるだけ多くの後援会あるいは党員の獲得をしなければならぬという風潮があることは確かでございます。

そうなつてくると、必然的に金がかつてくるというようなことで、そして、本当に党費を完全に御本人から納めたかどうかというやうな問題もいろいろ指摘されているところでございますので、結果的には、比例代表選挙をやつてみたけれども、全国区に比べて、全国区ほどじゃないにしてもやはり相当金がかかるのではないかと、当初のねらいとはかなり違ひやうな事態になつてゐるのではないかと、私どもも憂へてゐるやうな次第でございます。それは御指摘のとおりでございます。

そこで、比例代表については自民党あるいは各党でも今まで随分いろいろ議論をしてまいつたわけでございますけれども、今日までには間に合ひないといふことで、今度の参議院選挙が済んだら徹底的にこれはやはり改革について皆さんが十分討議しなければならぬのではないかと、うかがひに私どもも考へておりますし、自治省としても当然そういう対応を見守りながら皆さんの御意見を踏まえて対応していきたいと思つてゐる次第でございます。

○堀委員 大臣、大変率直なお答えをいただきましてありがとうございます。

実は、ですから参議院の全国区というのは、要するに選挙そのものに金がかかる制度であつたわけですね。今度は、今の比例代表といふのは、選挙制度そのものには金がかからないのですけれども、自民党が金がかかるやうな仕組みにして順位を決めてゐる、そこをちよつとはっきり明確にしておきたいと思ふのです。そのことは、私がこれから話します要するにお金と選挙といふ問題の基本問題のところでございます。そこをひとつちよつと明らかにしたいと思つてゐるわけでございます。

そこで今度は、ちよつと第一回の参議院の選挙の終わりました後で、私は法務省、警察庁に来ていただきまして、この参議院選挙について選挙違反があつたかどうかといふことを委員会でお尋ねをいたしました。そのときの答弁は、選挙違反は一件もございませんでしたといふのが実はそのときの答弁でございましたけれども、それから既に二回行われてきたわけでありまして、現在時点までの参議院全国区比例代表制度の中で選挙違反は果たしてあつたのかどうか、ひとつ警察庁と法務省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○中門政府委員 参議院の比例代表選挙につきましては、二回行われておりますが、まず五十八年の六月に行われました選挙につきましては違反の検挙状況でございますが、八十八件、百三十五人で行われました選挙につきましては、違反の検挙は二十三件、三十人で行われています。なお、これらの数字は、いずれも選挙期日後九十日現在における統計でございます。

○堀委員 違反は違反ですけれども、私は買収、供応のやうなことはあり得ない、こう考へておりますので、違反事件があつたとしても文書その他

の形式犯ではないかと思ふのですが、その内容はいかがでございますか。

○中門政府委員 違反態様の内訳でございますが、五十八年六月の選挙につきましては、買収が四十三件、六十九人、戸別訪問が二十四件、三十八人、文書違反が十五件、二十四人、その他が六件、十二人となつております。

また、六十二年七月の選挙につきましては、買収が十三件、十三人、戸別訪問が五件、十人、文書違反が四件、六人、その他が一件、一人という数字でございます。

○堀委員 ちよつとお願いをしてなかつたのですが、今のあれを伺つて、六十二年七月は同時選挙ですから、衆議院選挙についての違反はどうでしょうか。すぐわかりますでしょうか。

○中門政府委員 態様の数字をちよつと持ち合せておりませんが、トータルの数字で申し上げますと、衆議院につきましては五千四百四十四件、一万一千七百七十六人の検挙となつております。

○堀委員 大臣、お聞きのように、参議院全国区のとときは、これは個人のあれですから買収その他があり得たと思ふのですが、自由民主党とか社会党とかといふ選挙に、一本買収ということが論議上考へられるのだろうか。自由民主党のために票を出してくださいといふお金を渡してみたところ、一体それがどれだけの効果があるのか大変疑問なのですが、しかし実際にはここで買収の問題等が出てゐるわけでありまして、しかし、案件から見ましても、今の参議院の六十二年の件数は二十三件、三十人、これは全国の選挙に比べて大変わずかでございます。同時に行われた衆議院選挙では五千四百四十四件、一万一千七百七十六人と、これはけた違いに選挙違反がある。要するにこのことは、政党本位の選挙制度といふものは本来的に選挙違反を招きにくい制度になつてゐる。それは政党を選ぶのであつて個人を選ぶのでないから、例えば今度の参議院選挙で自民党が金を出して比例代表の票をとりやうなといふたつてそれは無理な話でございますので、制度として非常に公正公平な選挙が行われるというのが政党本位の選挙制度といふものの性格だと私は思ふのであります。

私は昭和三十五年に当委員会の委員になりましたので、そこで当委員会として、当時の自治省の方から話が出たのでありまして、当時の選挙制度審議会といふものをつくる選挙制度審議会法といふものが提案をされてまいりました。私、それは賛成でございましたから、党で一部反対の方があつたけれども、当時成田さんが政審会長でございましたけれども、いや、堀さんのあの話でよくわかつた、我々も賛成しようといふことで、選挙制度審議会法は社会党の賛成で成立をいたしました。私、その選挙制度審議会の第一次、第二次、それから党の方針として二回続けて外部の委員をやつた者は二回休んでくれといふことで三、四休みまして、五、六の選挙制度審議会の委員を務めておりました。選挙制度に参画をいたしました。この中の流れはすべていかにして政党本位の選挙制度をつくるかといふことが主要な命題でございました。そして第七次まで来たわけでありましたけれども、残念ながらまとまつた成果が生まれませんでした。

それは一に、特別委員と称して政治家がこへ入つておりました。私は審議会を一回も休んだことなく全部出席してゐるのですが、名前は申し上げませんけれども、自民党のかなり古い方が時々出てきてさうしてぶつ壊しやうわけですね。もう話が大方まとまつて、自民党の方も賛成をし、我々も賛成をし、学識経験者も賛成をしてきておるものを、審議会にも参加しないでたまに來て、これは自民党としてはだめだ、こつちやつてばつとだめになつてしまふのです。今まだ現職でいられますから名前はいませんけれども、たゞさんの学識経験者や我々が努力をして時間をかけてやつてきたことがたゞ一人の政治家のためにぶつ壊された。私は大変残念です。ですから、この間日曜日にNHKが政治討論会をやつております中で後藤田さんが、今度は選挙制度審議会に特別委員、要するに政治家を入れない、大賛成でござい

ます。こういう問題はひとつ識経験者だけでやっていただいた方がいい、こういうふうにするのであります。

そこで、もう一つ伺いたいのでありますけれども、今のような選挙をされた者の司法的な処分というものはどういうふうになったのか、ちよつと法務省の方で答えをいただきたいと思ひます。

○根拠政府委員 先ほど警察庁の方から御答弁がございましたけれども、私どもの方は少し時点が違ひまして、選挙六カ月後の統計でございますので数が違ひましてございまして、五十八年の選挙の場合には百八十六人が検挙といひましたか検察庁で受理しまして、そのうち裁判になりましたのが五十五件でございます。五十五件のうち二人だけが公判請求をしまして、残る五十三人が略式請求という簡単な手続で裁判になっているわけでございまして。したがって、残りの大多数は不起訴という結果でございます。大体そういう形になっております。

○堀委員 大臣、お聞きのように、一応警察庁で検挙はしましても、それが検察の方で処理をされて結局裁判にかかったというのは二人だけ、あとは略式だ、その他の多数の者は不起訴だ、こういうことでありますから、要するに今までの警察庁、法務省の御答弁は、比例代表制というものについては衆議院のものと比較をしてみまして非常にそういう選挙違反のない公正な選挙だ、こう思ひますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○坂野国務大臣 お説のとおり、私もそういうぐあいに感じます。

○堀委員 そこで、その討論会を開いておりましたら、後藤田さんがこういうことをおっしゃっているのです。この第三者の審議会が案をつくつてもうのはいいけれども、しかし国会がこれに委任をして、何か決議をして審議会の答申はそのまゝ尊重するというようなことにしないというまゝ、これは非常に重大な問題があると私は

思ひます。きょうは時間ありませんから法制局の他人れておりませんけれども、要するに選挙制度というのは国権の最高機関である国会が決めることでありまして、それを白紙委任で第三者に任すなということ、私どもは絶対に認められません。

国権の最高機関としてそのような無責任なことを、たとえ自民党がおやりになるにしても徹底して反対して国民世論に訴えて、国権の最高機関で正式に答申を受けたらそれについての論議が尽くされて処理がされるというのが選挙制度のあり方でありまして、恐らく世界じゅうどこへ行つても、選挙制度そのものを第三者機関に白紙一任をして制度が変わるような国は一つもないと思ひのであります。これは皆さんにお調べいただいておりますけれども、自治省の事務当局、どうですか、よその国にそんな制度があるのかどうか。選挙制度を白紙委任して、国会はもう出てきたらそれをそのままオーケーするというような制度は、今の国会の制度、議会制民主主義という基本原則からいってあり得ないと思ひます。ですから、どうでしょうか、お答えいただきたい。

○浅野(大)政府委員 詳細に調べてきたわけではございませんけれども、やはり選挙制度というのは大体最終的にはそれぞれの国の国会においてお決りになっていると思ひます。

○堀委員 ですから、どうかひとつ自民党の皆さん、御専門家がいらつしやるのですから、あれだけ取り消していただきたい。やはり国権の最高機関の権威を、幾ら選挙制度といへども、我々は放す気はありません。それは国民もそう思ひつていられるだろうと思ひますので、その点はひとつ後藤田さんによろしくお伝えをいただきたい、こう思ひます。

その次に、実は自民党で大綱をお決りになっておるわけであります。大変いいところもありますし、ちよつと私も納得のしかねるところもあるのであります。私も大綱をいただいておりますから朝日新聞に出た要旨で申し上げますけれども、

ども、

国会開設百年にあたる明年十一月までをめぐに、抜本的改革のための法律を成立させ、来るべき二十一世紀に向けて、活力にみちた政治制度を築いていく。

このため、党に改革実現の母体となる政治改革推進本部を設置し、国会に第三者機関を設け、政府の選挙制度審議会とあわせて、党内外の英知を結集した万全の推進体制を敷き、全力をあげて改革の実現に取り組む。

選挙制度というのはそんなに簡単に右から左にできることではありませんから、国会百年をめぐにこういうふうになさるということについては私は賛成でございます。しかし、この場合にちよつと気になりますのが、後藤田さんの御発言は、小選挙区を主体としてそれに比例代表を加味するといふお話が討論会ございました。

今、森先生おられますけれども、森先生が「月曜評論」というところに小選挙区二回投票制という論文をお書きになっておられて、私は考え方は森先生の御趣旨に賛成なものであります。これは森先生の問題があるわけですが、それはどういふことかといひますと、今の中選挙区制度の最大の弊害はどこにあるのか。これは御承知の護憲三派のときに決めた法律ですから、三つの党が損をしないような仕組みといふことで、そうすると三名区なら三つの党が一人ずつ必ず出られるだろう、四名区は一人ずつ出た上にもう一人出られるだろう、そういうことで三、四、五名区ができたらどうありましようけれども、これが実は個人本位の選挙制度の典型で、世界中で日本だけやっている制度なんです。私は、選挙制度審議会の委員になりました最初から、選挙制度審議会の皆さんと同じ意向で、実は政党本位の選挙制度論で、今日、昭和三十五年からですと約三十年やってきているわけでありましようけれども、その中で、小選挙区の制度をとるならば、私は森先生の御提案のよう

な制度がいいと思ひつてゐるのです。

ただ、ここには一つ問題がございます。これはどうして二回投票になるかといふと、多党化しておる国における小選挙区は、比較多数にいたしますと二〇%、一八、一五、一三といふふうに通半数をとらない人がずらずらといひ、その上位が当選ということでは民意を反映していないわけでありましよう。多党化してない、今イギリスも多党化してしましたけれども、労働党と保守党という二つなら二つでやつていればどつちかが過半数をとるわけなんです。小選挙区なら。だからそれによかつたのですけれども、フランスでは多党化しておりますから、一回で過半数がとれない場合は二回選挙で上位二つで決戦する、そうすると必ずどちかが過半数となるから、要するに過半数の支持が得られたといふことで、小選挙区制における二回選挙制といふのは、多党化しておる国においてはどうしても必要な制度で、その点森先生大変御専門でありますので、明快な御指摘をしていらして私も賛成なんです。

ただ、ここに一つ問題がありますのは、じゃ、今の日本の状態はどうなのかといひますと、私の選挙区では、五名区ですけれども、前の前の選挙のときだったと思ひますが、自由民主党から五人立候補されたんですよ、各派閥ずらつと。そこで私と土井さんとそれから公明党の方と民社党と共産党と、野党は五名出ています。自民党は原健三郎さん一人になりました、私と土井さんと公明党、共産党、四名が実は五名区で通つた、こういう実例があるわけですね。要するにそういう選挙をやられるという形はどういふことかといふと、皆さんも御承知のように、後援会をつくつて資金を流して後援会の数を広げることが自由民主党の場合には選挙の一番重要な課題だ、私どもはこう思ひつてゐるわけで、事実はどうかわかりません。

そこで、その典型的なのが実は奄美大島なんです。それで、自民党の保岡さんと、私、大阪大学医学部であります、私の後輩の徳田君とが奄

美大島の一名の選挙区で熾烈な争いを起こしているわけですね。保岡さんに聞いてみますと、東京にいても気が気じゃない、こう保岡さんが私におっしゃる。私は尼崎市で、実は尼崎市というところは鹿児島県からおいでになった方が五十万のうち十五万人ぐらいいるわけです。その主たるものは奄美大島から来ておられますから、私の後援者の中には奄美大島の皆さんが非常にたくさんいますので、そこへ行くと、保岡さん奄美大島なんだけれども、私も尼崎の奄美の後援会の運動会やなんかにもちよいちよいお見えになって、そこで御一緒になると、堀さん、この選挙は何とかしてもらわなければかなわぬとおっしゃる。私もよくわかります。

だから、要するにこれから新しい比例代表のような純粋な政党本位の選挙制度を十年とか十五年やって、そこで候補者と選挙民の関係が一回断ち切られる。比例代表では、候補者と地域の有権者は完全に断ち切られますから、政党の選択ですから、その期間を十年とか十五年ぐらいいりましたら、後は小選挙区で二回制ならちつとも構わないと思うのです。ここは一週どうしても完全比例代表にして、有権者と候補者のお金の関係が断ち切られる期間を少なくとも最低十年、十五年ぐらいいやらないと、今の日本の政治腐敗の問題というのは解決つかない、こういう考えを私は私は持つておるわけでございます。

そこで私は、昭和五十五年、当時鈴木総理に、当委員会が塩崎先生の御質問の後で私が質問に立つて、ともかくも西ドイツ方式の比例代表小選挙区をやりましょう、こういうことを実は申し上げたわけでございます。それについて鈴木総理は、いや、堀さんの御意見は大変興味がある。私は法律を決めて施行は十年先がいいじゃないですか、大きな制度の変革ですから急にやるといつたって現在の議員の皆さんなかなか対応できないから法律だけ決めましょう、施行は十年先ということについて、十年先は堀さんちよつと長過ぎますね、五年でいいんじゃないですかと鈴木総理が

おっしゃったので、五年でいいとおっしゃったということはやる気かなと思つたら、何もおやりにならなかったというのが実は鈴木総理と私の関係です。

昨年の四月二十二日の大蔵委員会が財源確保に關する法律の審議をいたしまして、竹下総理大臣、これは慣例で大蔵委員会に出てこられます。そこで、私は時間がちよつと余りましたから、また西ドイツ式比例代表小選挙区の問題を議論いたしました。そうしたら竹下さんは、自分は今内閣にいるのでそれは自由民主党が考えてくださることだが、お互い選挙学会の会員として十分問題意識は受けとめております、こういうお話でございます。これを受けて伊東正義先生がことしの予算委員会、実は私の名前もお挙げになって、十年先に施行というのならかなり思い切った選挙制度の改革ができるじゃないか、こういう提案をしていただいておるといのが実は私が申し上げておる西ドイツ式比例代表小選挙区制の問題なんです。

この西ドイツ式というのは、一般に理解がされていない点があるのですけれども、表現が小選挙区比例代表というところになっておりますので、何か小選挙区が中心のようでありまして、これは実は四百九十六名の西ドイツにおける議員定数に対して、ベルリンの二十二名というのは、ベルリンというのは今本来の西ドイツの領土でございますから別枠であります、四百九十六名が実は比例代表で選ばれる。そして比例代表で選ばれたその順位は政党が拘束名簿で決める。しかし、その半分の二百四十八は邦における小選挙区をつつて、そこで小選挙区の選挙をやる。小選挙区で当選した者は比例代表名簿の順位のいかんにかかわらず当選者になる、こういう制度でございますから、言うなれば政党が恣意的につくった比例代表の拘束名簿の順位に對して、小選挙区で出てきた半分の人については有権者が選んだ者が当選者になるということ、有権者が拘束名簿の順位に介入できるという非常にすぐれた制度でございます。

私はこの制度を知つておりましたから、参議院比例代表の案をつくりましますときに、当初二票制とすることを実は考えたわけでございます。二票制というのは、一票は政党に、一票は候補者にといいことで、二票制にすれば順位は票の高い者からの順位で決まりますから、政党の恣意的な名簿ではないということ、そういう二票制の問題を考へておりましたが、最初の制度を余り複雑にしたのでは制度としてはなかなか処理が難しいと思つて、実は拘束名簿だけに案をつくつたわけ

です。そこで、実はこの問題のときに、二回選挙後に見直すというのを今の参議院の選挙に加えていたでいておりました。そこで二回選挙が終わりました見直しの問題になりましたから、ちよつと友納先生が委員長をしていらつしやるときに、私はこの場所でも公式に二票制問題というのを取り上げて、参議院の制度改革の中で実は私はそういう考へで拘束名簿にしたけれども、この際二回やつてもう国民もこの制度に習熟をしてきているから、ここではひとつ二票制で順位の高かった人が当選者になる、枠は比例代表で決まる、やや西ドイツに似た形の提案をしたのであります、参議院の方ではどうやら参議院の自由民主党の皆さんはその二票制についてかなり御関心が高かつたようですが、党としてはまだ時期尚早ということで抑えられたように聞いております。自治大臣は参議院にいらつしやるからよくわかりだと思つたのですが、そこらはいかがだったのございましょうか。

○坂野国務大臣 二票制ということよりも、名簿式か非拘束拘束主義でいくかという議論の方がかなり多かったと思ひます。いづれにしてももう選挙も各党ともスタートを切つてみることだし、今この段階であつたと言つてみてもかえつて選挙民の皆さんに對しても申しわけないことだし、選挙が終わつたら直ちにひとつこれを各党一斉に検討に入らうということで今来ているような状態でございます。

○堀委員 そこで、実は私は二回にわたつて当時の総理大臣に西ドイツ方式の提案をしておるのであります、もし参議院に仮に西ドイツ方式を入れば、参議院の制度は、同じような比例代表が衆参にあるのはおかしいと思ひますから、これはおのずから変わらなければいけない。そこで私は、私どもの党内における方たちとの懇談の中で、参議院の方も御出席のところ、今ひとつ参議院の制度を抜本的に考え直したらどうだろうか、何か参議院というのは衆議院のコピーみたいた言われておるけれども、今の制度ではなかなかそれは直らないと思ひますので、ちよつとこれは個人の考えだけでも言つてお話をした。

アメリカの上院のように都道府県から二名ずつ、そうしますと、今四十七都道府県ですから総数が九十四名になります。今の二百五十名から九十四名というのは大変に減るのですが、九十四名で都道府県から一人ずつ三年交代で出ていただくという格好にする。そういたしますと、まず第一に、これはもう非常にステータスが上がると思つたのです。衆議院が五百近くいて参議院は九十四名だ、都道府県を代表している人たちがどういふことになるか、まず国民が見る目が変わります、同時に、いろいろと衆議院との話し合いの中で参議院のあり方を新たに検討していただくということにしたらどうだろうかという試案を話しましたら、その席におられた私どもの参議院の皆さんも、それは検討に値する。そうなると思つた参議院の権威というものが非常に上つてくるのじゃないだろうか。

そこで私は、ただしこれは、森先生のおっしゃる通りに、多党化しておりますから、二回投票で過半数を得ればその方が当選、しかし、過半数を得る者がなかつたら一番、二番で再選挙をしてやるといふことにすれば、その都道府県における民意が反映できる。実はこの方たちは都道府県を代表した議員でもあるといふことで、何といひましょうか、今の参議院のような、選挙区選挙もあるけれども全国区とか比例代表であるとか、一つ

の院の選挙制度を二つに分けたという最初の発想に非常に誤りがあったとは思いますが、一つの院の議員は同じ選挙制度で出てきていなければ、公平、平等と言えないですね。私は前からそう思っていましたけれども、いつだか決めたか知りませんが、我々が知っている限り昔から全国区と地方区になっていましたから、なかなかこれにさわる事ができなかったものでありますけれども、衆議院がもし今の西ドイツ式の比例代表小選挙区ということになれば、これは参議院の制度は抜本的に変えなければならぬ。このチャンスにひとつアメリカの上院式の形のを考えたかどうか。これは私の個人の試案でございまして党の関係ではございせんから、そこだけはちよつとはつきりさせておきますけれども、そういう試案でございします。

その次に、実は政治資金に関係するところで、自由民主党の方はこれまで百万円だったのを六十万円にするとか、いろいろ御努力をされておられるとはよくわかります。この前、野党四党のその話に出ましたときに、私は野党四党案に大変不満を申しました。それはどういふことかといふと、要するに、こういうときに根本的、抜本的な改革をしなれば改革なんという事はできないのであります。

そこで、この間後藤田さんもお話しになっておりましたけれども、私は伊東さんと後藤田さんのところへはいろいろな資料を持っては、先生、こういうふうなやうな方がいいますよといつて持ち込んでいますから、後藤田先生も御理解をいただいていたとみえます。

そこで、政党法をつくって、ただし西ドイツの政党法は、規制部分と国庫補助の受け皿部分と二つの問題が入っている政党法なんです。しかし、日本は憲法で結社の自由があるわけでありまして、規制の部分はだめです。だから初めから政党法に規制の問題はだめです。しかし、要するに企業からお金を集めるとかなんとかいっても、そこはやはりお金を出した側と受け取った側ではど

うしたつていろいろとつながりができるので、できるだけそれを避けるためには、西ドイツの選挙に対する国庫補助の制度をこの際導入することが一番いいのではないかと。その国庫補助を導入するためには、受け皿としての政党法だけではどうしても要りますから、受け皿としての政党法だけで、規制の部分のない政党法をつくって国庫補助を入れたらどうだろうか。

今、西ドイツの制度でいきますと、有権者一人当たり五マルクを国が四年間の分を含めて政党に補助をいたしております。補助の仕方は、選挙の終わった最初の年度が二〇、次が二〇、次が二〇、選挙の年が四〇と、こういう配分で、有権者一人当たり五マルク、今七十円くらいでありますから、一人三百五十円の計算で実は国庫補助が行われている。金額は何も西ドイツを例示することはないのであります。みんなで検討すればいいことではあります。

このように、企業と政治というものを遮断いたしますためには、主たる部分を国の費用で出してもらっても、国民はその方が、政治の透明性という意味ではこの際ならば国民も納得していただけないのではないだろうか、私はこう思っております。そういう意味で受け皿としての政党法、国庫補助制度というものをこの際つくりたい、これが一つでございします。

同時に、しかしそうだからといって今の献金を遮断することはできませんから、献金は結構ですが、献金はすべて党に集中をする、個人に対する献金は全部遮断するというところにこの際したいというところでございします。そうしなければ、六十万とかなんとかいろいろありますけれども、やはり個人と企業とのつながりが遮断できない限り、今後また何が起るかわからない。そこで党に対する献金を中心にして、我が方は十万円だったかな、十万円くらい以下のもは個人の献金でも問題ないと思うのであります。その程度にして、そうして党に献金をするが、これはイギリスもそうやっている制度があるのであります。こちら側

は政党が献金の公表をいたしますね。同時に企業側に、今の財務諸表の中に政治献金という項目をつくりまして、企業側もどこへ幾ら出したということを法律で義務づける。ダブルチェックにするわけですね。イギリスはダブルチェックにしていますから。要するに、政党の側がこれだけこの企業からもらいましたというのを出すが、同時に、財務諸表の方を調べれば、どこの企業がどの政党に幾ら出したというのがわかる。それがぴしっと合えばもう疑惑はありません。透明度一〇〇%になるわけでありまして。私は企業献金を禁止しようとは思いません。

この間、後藤田さんは大変誤解をしておられまして、どうも社会主義政党というのは企業についてはおっしゃっておりますけれども、私は大蔵委員会に昭和三十五年からおられるのでありますが、三十六年以降、競争原理、市場経済論というのを大蔵委員会ですつとやっております。とにかく大蔵委員会におけるデレギュレーションというのは、自民党の皆さんより私の方がはるかに前へ行ってデレギュレーション、デレギュレーションをやっている。で、ちよつと後藤田さん、その御認識は、社会党は何か社会主義を目指してやっているとのお話ですが、党はこれは機関でちゃんと大会決定にしておりますから、それはちよつと誤解があるわけでありまして。

そういうことなので、私は企業の政治献金を否定するものではございせんが、問題は透明度だと思ふのです。国民が見て、ああこれは間違いない、それも政党に行くのでありますから、だからすべてを政党本部の選挙制度にして、資金も政党本部にする、そうしてその資金は政党が皆さんに分配をしてやることになればこういう問題はなし。

私は、実は大蔵委員会に昭和三十五年から今日までずっとおられまして、歴代大蔵大臣に大変申しわけないけれども、大蔵大臣として私が一番評価をしておりますのは田中角榮さんです。田中角榮

さん、どうしてかという、三年大蔵大臣をしておられましたけれども、普通の方は皆答弁は役人の書いたのを読まれるのです。役人の書いたものを読んでもらうのなら、大臣に来てもらう必要はないのです。局長答弁で十分なんです。私も大臣に入っていたいたしたいのは、坂野自治大臣のように紙を持たないで自分のお考えで答弁していただくところに政治家としての大臣の答弁があるわけですから。

ところが田中さん、一番象徴的なのは、証券取引法の改正問題をやりまして、当時の証券部長が横におりまして、大臣、ひとつ慎重にお願いします。こう言っているのです。角さんの答弁は、いや、堀さん、御案内のように、事務方は今もここへ出る前に、一年や二年で免許制なんかやられたら事務局はとてつもないです。だからその答弁だけはやめてくださいといふ。それから、今もそうだけれども、私は政治家として堀さんの免許制に賛成です。今内閣委員会に証券局設置法をお願いしておりますから、これができたら早速最初の仕事として証券の免許制に取りかかります。と、役人がどう言おうと政治家の判断でちよつとやっております。これがやっておりますから、証券恐慌になったときに実は免許制の問題がかなり進捗していたので私どもは政府を責めることをしなかつた、こういう経緯があるわけでありまして。

ですから、やはり問題は政治家の答弁が極めて重要なことではございしますので、きょうはそういう意味で自治大臣が大変明確に政治家としての御答弁をいたしておりますので、私は自治大臣を高く評価させていただきます。と思います。

そこで、今の政党本部の金の流れの問題、あとちよつと申し上げておかなければならないことは、今の小選挙区制の問題その他いろいろこれはありますけれども、今皆さんのあれの中に「国会に第三者機関をもうけ、政府の選挙制度審議会とあわせて、党内外の英知を結集した万全の推進体制をしき、」こうありますので、これは私、大

そのころは新幹線もなければ、我々は金がありませんので、どういうことをして金焔火来をやるるかという、夜八時ごろ出る銀河という神戸まで行く夜間急行がありました。寝台券なんかとても買えません。私、当選したときにお金の話なんて全然頭になくて、生活できるぐらいのお金があるんだらうと思って出てきたんですね。最初に歳費を見たら九万二千円、昭和三十三年五月。私は当時診療所をやっておりまして、私の診療所に眼科

と齒科とを置いて三つの科で診療をやつていまし
たから、月収三十万円ぐらいあつたのですね。そ
のぐらゐはあるのだらうと思つてお金のことを全
然考へないで出てきたら、九万二千円でしょう。
いや、これはびつくりしましてね。ですから寝台
なんか乗らないで、夜行列車の二等で実は夜帰つ
てまた夜出てくる。ところが、横山さんとよく一
緒になるのですね。彼は夜中の三時ごろに名古屋
でおいて家へ帰る。こういうことでございまして
金焔火来。

これを行っている弊害がどこにあるのかというと、政治家が勉強する暇がないということです。勉強していたら落選するということです。私は政審会長を四年間やっておりますで、一生懸命党の政策のことを勉強していて、選挙区へ余り帰りが

堀さん、これじゃあな落選するかもしれないねぞと言っから、それは仕方がない、党のために政策を一生懸命やっているのだから。もう一つ悪いのは当時政審会長なものですから、テレビに月に一回くらい出るわけです。選挙中もテレビへ出た。たまたま新自由クラブが出てきて、土井さんの割り当て地域から刀裨館君という大変優秀な候補者が出てきました。そこで、要するに社会党支持者は全部土井さんの方へ行きましてね、土井さんはない、堀さん政審会長だから心配ない。五十一年ほんと落選したわけですね。

今為替が百四十三円とかいろいろなっていますね。政府は、いやそれは関係ないとおっしゃいますけれども、私は今いろいろな、例えばおとしのお昼は、シャバンデルマスさんがフランスから来て、田中龍夫先生と柿澤弘治さんと私と実はフランス大使館に呼ばれて一緒に話をしているのですけれども、そこで話が出るのは、次のサミットにはだれが出るのですかと言われたら、さあ。柿澤さん、田中先生どうですかと言っても、さあさあいつはわからぬ。これじゃ為替がうまくいかないのですよ、不透明ですから。だからひとつ早く自民党の皆さんに後継総裁を決めていただいてサミット対策をちゃんとしていただかないと、公定歩合を上げたって為替はなかなかさう簡単に動か

ない。

　　こういう問題もありますので、そういう意味でひとつ政治主導の選挙制度をこの次の選挙、まあもう一つまではやむを得ないですが、その次には変えるという、五、六年チームぐらいのことでひとつ選挙制度の抜本改革をやっていたら。そうして同時に、政治資金の受け入れの問題は今でもできるのですから、政党法を改めて国庫補助を入れて、それは今の日本の国の予算から見ればそんなにたくさんのお金を我々が求める気はないので、国民の納得のいく範囲での資金をいただいで処理をするということにしたい。

　　最後に、もう時間がありませんから終わりますけれども、本日のこの法案につきましては私ども

賛成でございますし、あわせて、小選挙区が中心の制度をお出しになりました。これは私どもは野党一致して反対をして成立をいたしませんので、そこところは国民世論も十分ごらんをいただいて、第三者委員会の意向も尊重していただいて、ひとつと野党が一致してつくれる選挙制度改革をやるように、政治資金改革がやれるように、自民党の皆さんと私ども野党もそれなりの努力をして日本の政治改革をやりたいと考えておりますので、ひとつそれについての大臣の御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○坂野國務大臣　先ほどから堀先生の大変高邁な、洞察力のあるお話を賜りまして、傾聴いたしました。ただ、自民党も政治改革大綱というものを出しておりますし、それに基づいた法案づくりもほぼつづ準備されておりますので、それをもとにして各党会派が十分議論を尽くされて立派な制度ができるように、私も期待したいと思っております。

○堀委員 終わります。

○中山委員長 中村巖君

○中村(應)委員　まず最初に、本日の審議の対象であります国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

この法案が必要となるのは、**国会議員等の選挙**については選挙公営、こういうことでやられておりますから必要になるわけでございますが、この法律によつて国費を出そうというものについては二種類のものがあるのだらうと思つております。

一つは、選挙管理委員会が選挙の事務をやることについての国費の負担ということであり、もう一つは、選挙運動等についてやはり国費で負担をしていこう、こういうことだと思ひます。しかし、この法律に関する限りは、これは国会議員の選挙に関するものでございまして、そのほかの選挙についてはそれぞれ別の措置がなされているようでございます。

今、選挙に関して国費の負担がなされるのは概略どういふものであるかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○浅野(大)政府委員 国政選挙の執行経費そのものが国費負担になっているということは申し上げざるまでもないかと思えますので、お尋ねの趣旨はいわゆる選挙公営の部分に関するものだと考えて申し上げますと、非常にたくさんございますものだと考えますからすべてを網羅するものかどうかと思えますので、代表的なものを幾つか申し上げさせていただきますと、例えば国政選挙の場合ですと、無料だきますと、例えば国政選挙の場合ですと、無料通常はがきの交付、それから政見放送、それから

新聞広告、ビラ、ポスター作成費の国庫負担などがあるわけでございます。

地方につきましても、公選法上いろいろな制度は設けておるところでございますけれども、費用そのものを直接国庫から出すという仕組みは、現在とっておらないということです。

○中村麻委員　現在選挙に對して金がかかるというところがいろいろ言われておりまして、非合法な出費をするものについては関知したところでないわけでありませうけれども、そういう意味では選

うことが必要であると思いますけれども、現在国挙をできるだけ公営にして国費で負担をしてもらうことが必要であると思いますけれども、現在国費負担をしているもの以外にもっと公営化を徹底して拡大する、そういう余地がないのかということとでございまして、それは一面では国会議員の選挙に關してより国費負担をすることを検討する余地がないかということ、もう一つは地方の自治体の長あるいは議員の選挙について、現在では地方の負担でやられておりますけれども、これに対しても何らかの国費の負担を考えていく余地がないのか。例えば、具体的に言えば、道府県会議員の選挙についてテレビを導入してそれを国で負担していく、そういう措置等々も考えれば考えられるんじゃないかと思ひます。

今の二点について、自治省のお考えを伺いたいと思います。

○浅野(大)政府委員　まず、国会議員の選挙についてさらに公営部分の拡大ができないかということでございます。

先ほどすべてを申し上げたわけではございませんが、私どもの認識といたしましては、うまく制度化できるものについては大体公営化を図っているのではないかと考えておるわけでございます。ただ、従来から、例えば選挙事務所の経費は入っていないじやないかと、もちろん法定費用の中で積算されているようなもので公営の対象になってないものもあるわけでございますが、選挙事務所の例を考えると、標準的な選挙事務所というものは一体どう考えたらいいの

だらうかというようなこともいろいろありまして、もう少し研究してみないと、今すぐそこまで公営に入れようというところまでのものを私どもも持てないわけでございます。ただ、有識者会議の御提言等におきまして、選挙公営の拡大をもっと検討すべきでないかというようにもいただいておりますし、これは選挙運動のあり方ともかかわる部分があると思いますけれども、いろいろとさらに勉強はしてみたいと思っております。

それから、地方選挙についての問題でござい
ます。

これが基本的に財源措置をとるべきかというところがあろうかと思っております。国の選挙は全く国の事務と考えられますから、執行を地方の選挙管理委員会にお願いするにいたしましたも、それに対しては全額委託して出すというシステムをとっておりますことの反面といたしまして、地方選挙というのはいわばその地方団体の固有の事務であると考えられるものですから、それについての財源は、全体として地方財源措置はいたしますけれども、個別に国費をそれに出すということはなかなかものであろうかというふうに考えてきておるわけでございます。ただ、全体としての財源措置は必要でございますから、地方交付税の基準財政需要額等を算定いたします場合には、そういう公営分についてはきちんとその単位費用の中にも織り込むというような措置は講じておるところでございます。

それから、お尋ねの、例えば県会議員に政見放送を導入するかどうかという問題でございますが、この点につきましては、一つはやはり放送局との関係もあろうかと思えます。それから、いずれにしても、交付税措置をするといいますが、それは地方の負担として行われるものでありますから、そういう点から考えて、どこまでを法律でつくってしまうのがいいのかというようなこともあります。ありますものだから、いまだ少し勉強をさせていいただきたいと思えます。

○中村(應委員) 今の選挙事務所についての国費負担というようなもの、それは選挙事務所はいろいろでしようけれども、標準の想定をして一定の基準で賃賃料について負担をするというようなことは可能なことではないかと思ひます。

今回の法案は、国の負担に關して、投票所經費とか開票所經費、選挙管理の事務に必要な經費についで、の負担の基準というものを定めてゐるわけですが、今、この公官の話の中では、新聞広告の公官費とか選挙運動用自動車使用公官費、ビラ作成公官費、ポスター作成公官費、こういうようなものがあるわけですが、これらについては当該法律の第十一条に、「衆議院議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の新聞広告、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公官に要する經費は、自治大臣が定める。」というふうになっているのでございまして、この法律の中にはこの部分はあらわれてこないわけで、自治大臣がお定めになるということですが、今回選挙管理事務の經費の基準がおおむね上がるといふことに伴ひまして、これらの十一條所定の自治局長大臣が定めるという部分についても、これは金額を上げるということをおやりになるのでしょうか。

○浅野大政府委員　ただいま御指摘いただきましたのは、いわゆる新公営と称しておる部分にかゝるものと思いますが、これにつきましては、寧ろは法令上の措置としては公職選挙法の施行令の方で限度額を定めさせていただいております。具体に引き上げを考えました場合には、まず予算措置ということが必要でございますから、本年度の予算案の中には、単価の引き上げということを盛り込んで措置はさせていただいておるわけでございます。その上で公職選挙法施行令の改正をいたしまして、交付する限度額というものを決めましてその上で自治大臣として負担の基準額を定めるといふことになります。

内容を説明させていただきますと、ピラにつきましては、一枚当たりの基本単価が従来五円でご

ございましたが、これを六円十八銭にいたしたい。それからポスターの作成費でございすけれども、これは企画費部分、それから印刷費部分と二つに分けて積算しておりますが、その企画費部分を十五万円から二十万六千円にさせていただいた。それから印刷費につきまして、これも基本単価でございまして、枚数が多くなるとまたそこで割り落としがかりますけれども、基本単価の部分には三百八十円のもの四百三十二円六十銭に改定したい、こう考えております。なお、自動車につきましては、大体今の単価で間に合っているのではないかと、このように判断いたしております。そのほか、消費税分は別といたしまして、単価の引き上げそのものは予定をいたしておらないというところでございす。

○中村(慶)委員 今回の法案によりまして選挙事務の経費がおおむね値上げということになるわけで、価格を上げる、こういうことになるわけでありまして、従来執行経費と言われるものが、いかなる根拠というか、いかなる方法論によってこういうふうな設定をされているのかということについてお伺いをいたします。

○浅野(大)政府委員 執行経費の積算の基礎あるいは法律で算定基準を決めておりますが、まさにその具体的な積算の考え方はどうかということであらうかと思ひます。これは一般的な言い方をいたしますと、各経費ごとに通常必要と考えられる超過勤務手当、費用弁償、賃金、印刷費などを積み上げて基準額を定める、こういうことでございす。それからあとは、それぞれの選挙管理委員会によりまして投票所数あるいは開票所数等々が違いますから、そういうものの違いに応じて全体として交付する額を算定するという仕組みをとっておるわけでございす。

若干細くなりますが、もう少し具体的にどういうふうな積算するかということ申し上げますと、例えばこれは投票所経費を例にとつて申し上げます。これは投票所の規模、規模といいますが投票所においてなる有権者の数によって違つて

くるわけでございす。例えば二千人から三千人ぐらゐの有権者を持つ投票所というものを考えました場合に、投票管理者というものが必ず要りますから、その方は一名、その人に対しての費用弁償が、七千五百円と改定後はさせていただきたいと思ひますが、それが七千五百円要るだろう。そういうものをまず入れる。それから投票立会人が要りますので、これは大体三人を見込むことになりまして、その三人に一人当たりの費用弁償を掛けた額一万八千三百円ぐらゐを見込む。それから、今度は職員がいろいろお手伝いをいたします。そのほか、お手伝いをする職員の超過勤務手当というものを加へて、これは、例えば日曜日でありまして、これはまた市あるいは町村の区別によつて違つてございす。例えば市の場合を例にとりまして九人ぐらゐお手伝いする人が要るだろう、その人の超過勤務手当をばじくと十八万九千九百九十円になるというふうなことを、ずつと必要と思われる経費を積算いたしまして、それを割り返していわば単価をつくつておる、こういうふうなことでやつております。

○中村(慶)委員 それは、人件費のようなものあるいは物件費のようなものがあるわけですが、例えば典型的にはポスター掲示場の費用といふものは物件費であるわけではございまして、こういうものもが実際の現実にとどのくらいかかるのかということ調査して、そしてそれで積算の根拠にしていかなければいけないわけで、地方自治体の人件費にいたしましても、その自治体自体によつてそれぞれに違つてございす。そうすると、ある程度上限というかそういうものを見ないと、結局の話が地方自治体が超過負担ということになるのではないかと、いふに思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○浅野(大)政府委員 これは国の選挙をやつていただいておるわけでございすから、そこに超過負担が生じてはいけませんと思ひます。それで、どういふ仕事をやるのに何人ぐらゐ要るかというところは、過去のいろいろな経験等に基づいて、

先ほども申し上げたようなことで人数を積算しておるわけでございまして、これ自体大体適正になつてゐるのではないかと私は思つております。もう一つの問題は、ただいまもちつとお触れになりましたが、給与単価の問題があるのかと思ひます。これについてどう考えるかということでございますが、やはり私どもとしては一つの標準的な経費を定めるという側面を持つております。そのほか、それぞれの地方公共団体の実際の給与単価をそのまま使うということとはやはり適当でないのではないかと、思つてゐるわけでございす。

それで、やり方といたしましては、地方財政計画なんかを毎年組みますけれども、そのときには、いわば標準的という言い方がいかどうかかわりませんけれども、例えば給与が国家公務員の基準に照らして高いところ低いところがありますから、そういう要素を除いて、しかし実際に払つてゐる給与というものが参酌して一つの標準的な単価というものが出ておりますから、それをベースに給与単価というものはばじつております。さらに、これは団体の個別事情というよりも、その所在する団体が都市部にあるのかあるいは町村部にあるのかということによつて実際の給与単価が違ふということはあるものでございまして、そういう単価の差というものは反映させるのが妥当であらうということ、そこは考慮いたしまして標準的な給与単価を決めさせていただいてゐるというところでございす。

なお、選挙が行われました後私どもも、すべてというわけではございせんけれども、各選挙に出向きまして、いろいろな実情の調査もさせていただいておりましたが、これまで調査させていただいた限りでは、超過負担として特に問題があるようなものはないと見てゐるのではないかと、思つておるところでございす。

○中村(慶)委員 一生懸命合理的に算定をするように努力をされておるんだらうと思ひますけれども、不合理な部分もないわけではなかつたというふうな気がしまして、例えばポスター掲示場の問題に

ついて言いますれば、候補者の数によつて積算をするんだということでありまして、候補者の数などというものは立候補届け出の締め切りをしなければわからないわけでありまして、それ以前に準備をするということになれば、それは立候補が考えられる人数よりもかなり多い枠をつくつていかなければならない。本来的にはつくつた枠によつて積算するのが本当じゃないか、こんな気がして、そういう意味ではちよつと不合理ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○浅野(大)政府委員 ただいま御指摘いただきましたポスター掲示場の問題について、確かに従来の標準自体が十分でなかつたということは私もあつたと思ひます。特にこれは比例代表選挙の導入等とも関連するところがあるのではないかと、思ひますが、名簿届け出政党としての要件を満たすというお考えがあるいはあるのかもしれません。まあ、こちらで一方的に意図をしんしゃくしてはいけなかつたかもしれませんが、ともかく選挙区選挙において非常にたくさんの方々の立候補者が出る、特に大都市等でそういう現象があらわれてゐる。しかしながら、ポスター掲示場の経費算定の基準は、そういう人数が非常に多いところまでを十分織り込んだ基準になつてなかつたという点ではございまして、そういう点については改善の要望も出ておりましたので、今回はポスター掲示場費について、候補者十三人以上の場合に候補者数に応じた加算規定を設ける、こういう改正をさせていただきたいと考えております。

○中村(慶)委員 そこで、今回値上げと、それから一部燃料費関係ですか、値下げということになるわけですが、今回の値上げがどういふ理由に基づくのか、また値上げ額の積算の根拠がどういふことに基づくのか、さらにこの値上げについては消費税が包含されておるのかどうか、また、値下げした部分についてはどういふ理由で値下げをしたのかということについてお尋ねを申し上げます。

はしますものは、人件費のアップ、それから印刷費等の物件費のアップということがあるわけでございます。

それで、まず人件費系統でございますけれども、一番大きな部分を占めますのは選挙職員等の超勤分でございます。これにつきましては、前回改定以来三年経過するわけでございますから、三年間の公務員給与の改定を反映させるという考えをとりまして、出てきました数字は、平均して九・四％の引き上げということでございます。

それからあと、選挙長でありますとか投票管理者でありますとか外部の方にお願する部分、これは費用弁償という形で支出するわけでございますが、これにつきましては、国の方でもこういう費用弁償についての国の予算としての一つの基準がありますから、そういうものを考慮いたしまして七・一％の引き上げを行うことにしております。

それから、印刷物などの物件費につきましては、これは物によっていろいろあるわけでございますが、物価の変動というようなのを勘案いたしまして引き上げを行っておるということでございます。

第二番目に、値下がりをしたものは何かということでございますが、燃料費につきましては若干単価の引き下げをさせていただいております。理由は、円高が非常に進んでおりまして、燃料費が実際に相当下がっております。そこはやはり実態が下がっておりますのであれば、それに応じて若干引き下げるのもやむを得ないのではないかと考えて、そういう改定をやらせていただいております。

次に、消費税の導入に関連する事柄でございますが、消費税の導入による影響額についてはその所要額、これは申し上げるまでもございませんが、例えば人件費なんかにはかかりませんから、消費税が必要となるものにつきましてはその分をきちんと織り込んでやらせていただいております。

初に選挙人名簿の調製についてお尋ねしたいと思えます。

選挙人名簿は、永久選挙人名簿ということで、各選挙管理委員会が調製されておるわけでありまして、これも、これについて電算化をすることはできないのかということをお聞きしたいと思っております。

各市町村の末端に至るまで、今日ではコンピュータを導入しているいろいろなものも出てくる、あるいは住民登録といういろいろなものもコンピュータでやっていると実情にあるわけで、そういう時代になりましたら選挙人名簿は手書きというか、そういう形でつくらないければならない、これは時代に合わないのではないかと。なおかつ、電算化をすれば、選挙人名簿の調製をする、選挙時の選挙人名簿なんというのをつくるに極めて迅速にできるのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○浅野(大)政府委員 御指摘いただきましたように、各市町村とも事務の改善、特にOA機器の利用が非常に進んでおりまして、電算機を導入しておるところも極めて多いわけでございます。また、選挙人名簿がリンクしたてております住民基本台帳における電算化というものは非常に進んでおります。そういう意味で、電算化の問題をどう考えるかというのとは、一つの重要なテーマであると私も認識いたしております。

若干技術的な話で恐縮でございますが、今公選法上、カード式によってつくれという規定がございますから、その規定のことをどう考えるかということがあると思っております。電算機を事実上その作業に利用して、仕上がりカードの形にすれば、そういう意味では今でももちろん電算機が使えないことはないわけでございますが、ただ、それをさらに進めまして、住民基本台帳とうまくリンクしたような形で電算機をどう上手に使えるかという問題もあると思うわけでございます。この点につきましては、確かにいろいろと考えるければいかぬところがあるわけでございますが、

一方で、選挙人名簿が選挙権行使の資格に係る重要な名簿でございますし、やはりこれは市町村の選挙管理委員会が調製、保管に当たるといふシステムが正しいと思っております。そういう面もありますので、今申しましたようなことを前提に、一体制度上、技術上どう考えていったらいいか検討すべき点があるわけでございます。これまでもさまざまな角度から検討を加えてきたところでございますけれども、今後さらに詰めた検討をしていきたいと思っております。

○中村(慶)委員 選挙人名簿の調製の能率という問題と関係あるのかないのかわかりませんが、私も、次にお尋ねしたいことは、地方自治体の長な議員の選挙については、その地域に三ヶ月居住し続けると選挙権自体が発生しない。これはその自治体に属する住民というためには三ヶ月が必要であるということとはわからないでもないわけでありまして、国政選挙については、住所を移動した場合におきまして、選挙権は終始一貫あるわけですね。選挙権そのものは終始一貫あるのだけれども、三ヶ月たないと選挙人名簿に登録されない、したがって選挙権を行使することができない、こういうふうになっているわけですね。これはなぜだろうかということについては私は大変疑問に思っているわけで、このことについてどうしてこういう制度にしてあるのか、それを伺いたいと思っております。

○浅野(大)政府委員 この点につきましては、一つは今質問の中でもお触れいただきましたけれども、地方選挙については三ヶ月の住所要件を必要としておるといふこととの絡みが一つございます。それからもう一つは、やはり選挙人名簿の正確さを期する必要がある、そういうための事務的ないろいろな手数も考慮してやっておるということでございます。なぜかといいますと、その三ヶ月の問題については、確かに国政選挙についての選挙権は、住所がどこに変えようととにかく選挙権はあるわけでございますから、すぐにやってもいいじゃないかという、ごもっともだとも思うのでございますが、実際事務を処理する場合をお考えいただけますと、今は国政選挙にも地方選挙にも両方使える選挙人名簿というのを一本でつくっておるわけでございまして、それも毎年九月に定時につくっておるわけでございます。もしこれを要件を変えて、地方選挙は三ヶ月だけれども国政選挙は転入すればすぐということにいたしますと、そのところで両方つくらなければいけないというような問題もございまして、そういうようなことでも今のシステムをとらせていただいております。

○中村(慶)委員 それは私は、基本的におかしいと思うのです。地方選挙の場合選挙権がないんだ、新しく移ってきたところではその住民として新住民で選挙権がないんだ、ところが国政選挙では、選挙権はあるけれども選挙の投票ができないんだ、こういうことになっちゃって、本質的にそれは違うと思うのです。

選挙権はあるのだけれどもそこでは投票ができない、こういう制度自体はおかしい。例えば東京から北海道に移っていった者が、あなたの投票は東京ならできまよ、あなたは北海道ではもう投票はできません、こういうふうになっちゃって、票はできない、こういうことには否定されちゃうというところは、選挙権の行使に対して大変に障害をしている、こういうことになるので、事務能率上の問題と言われるならば、これは先ほど私が御指摘を申し上げた電算化等の措置によって、仮に三ヶ月というのが不当とすれば、全くゼロとすることはできないにしても、あるいは一月なり二十日なりで投票ができるようなそういう事務機構というものの、システムというものは構築できるのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○浅野(大)政府委員 確かに国政選挙につきましては、住所を移動いたしまして三ヶ月以内に選挙が行われますと、前に住んでいらしたところで投票していただかなきゃいかぬ、こういう形になるわけでございます。ですから、御質問の御趣旨もよく理解はできるのでございまして、ただ、やはり選挙人名簿を二つづくらなければいけないかという問題と、それからもう一つは、正確性を期する

という面におきまして、事務処理の作業のスピードそのものもありますが、あと事実確認というのを場合によってはしなければいけないようなこともございますものですが、そういうものを含めての事務処理期間というものもあるということを御理解いただきたいと思います。

○中村(慶)委員 それともう一つ、この選挙人名簿の登録の抹消ですが、これは四カ月たつと抹消するんだ、こういうふう書いてあるわけですが、あれども、それは三カ月というに伴って、それにプラス一カ月をくっつけて四カ月たつたら抹消するんだ、こういうことにしたんだろうと推定をしますけれども、これもまたおかしいことで、やはり事務のいろんな問題、あるいはまた本人自身が転居をしてもすぐには届けないという問題があつて一カ月アローアンスがあるのかもしれないけれども、そんなことをすると二重に選挙人名簿に登録をされているという期間というものを生ずることになる。この辺のことについてはいかがお考えでしょうか。

○浅野(大)政府委員 住所を移動いたしました場合に移動先では三カ月後、それからと住んでおつたところでは四カ月後抹消、その一カ月の間でございます。おっしゃる通りに、その一カ月は両方の選挙人名簿に名前が載っているという可能性はあるわけですが、これはただそういう余裕期間を設けておきますと、まさに転入の手続等がおくれた場合にどこでも選挙ができませんという事態が起こることもないけれども、そういう余裕期間のようなものを設けておくと、そういうことでございまして、新しい住所地で登録された方は当然従前の住所地では選挙できない、こういうふうな法令上も定めさせていただいておるところでございます。

○中村(慶)委員 それについても三カ月を短縮するということ、あるいはそれに伴って本来住民票というものを十四日間以内で次の住所地へ移さなければならぬんだ、こういう法律になっておりますから、そういうことも含めてやはり登録の

三カ月あるいは抹消の四カ月というものを短縮する方向でお考えをいただくべきではないか、こういうふうな考えです。

それはそれとして、次に、この夏、東京都議会議員選挙、さらには参議院の選挙、いずれも任期満了によって行われる、こういうことになるわけですが、その両選挙とも、都議会選挙は地方選挙ですが、選挙の期日というものは全く今の段階で決まっておらない、こういう状況なんです。それは国会が悪いんだという、参議院選挙についてはこういう部分もあるかも知れませんが、あれども、こういうふうにもう任期がいずれも満了が間近でありまして、にもかかわらず選挙期日が決まらないということになると、要するに選挙直前になって、公示の直前ですけれども選挙期日が決まる、こういうようなことになる。選挙管理委員会というのは事務が非常に困るんじゃないか。こういうことで今現在、例えば任期満了の前三十日以内に選挙をやれということが法律に書いてありますけれども、それだけでは足りないんじゃないか。実は公示の前何日以前には選挙の日というものは決めておかなければならぬのじゃないかという、こんな気がするわけですが、あれども、今の法律だともう決めてすぐ公示だ、こういうことが可能になってしまふので不合理ではないかと思ひますが、いかがですか。

○浅野(大)政府委員 制度的な面から申し上げますと、実際に特定することの話をございしますが、選挙の期日をいつ決めなければならぬというのと書いてございせんから、かなり早い時期にもう決めるというケースもございします。それから逆に、なかなか公示日の近くにならないと決められないというケースもあるわけございまして、確かに選挙管理委員会としてはできるだけ早く選挙の期日を定めて、それに焦点を合わせて事務を進めるといふことが好ましいことだと思ひますが、いろんな事情でなかなか決められないという場合もございしますものだから、その場合はいろんなケースに対応できるように事務的にはしつか

りやつていく、そういう態度で選挙の管理、執行機関としてはいくしかないのかなというふうに思つておるわけでございます。

○中村(慶)委員 ちなみにお尋ねをしておきますけれども、今京都議会議員選挙で今の議員の方々の任期がいづつ満了するのか、そして仮に日曜日を選挙の投票日と仮定をいたしますと、前提に置きますといつが選挙の投票日になり得るのか、その辺のことをお尋ねすると同時に、参議院選挙についてやはりお尋ねをしたいと思いますけれども、なかなかこれは難しい点はあるかと思ひますけれども、任期満了というものがあつて、任期満了前三十日の期間が国会の開会中にかかる場合には、閉会の日から三十一日ないし三十五日でやらなければいけない、こういうことになっております。大体任期満了前三十日がもう既にかつておりますので、どういふ日が想定されるか、これも日曜日を前提とするわけでございますけれども、お答えをいただきたいと思ひます。

○浅野(大)政府委員 まず、都議会議員選挙の場合でございますが、任期満了日は、本年七月二十二日となっております。したがひまして、選挙を行う日は、六月二十二日から七月二十一日までの間ということになります。その間の日曜日ということととらえますと、六月二十五日、七月二日、七月九日、七月十六日が入るのかと思ひます。それから、参議院議員の場合は、御案内のとおり、国会の開会の日から三十一日以降三十五日というところでございます。

○中村(慶)委員 これから本日は政治資金規正法関係もいろいろお尋ねしたいこともありましたので、時間になりましたので、これで終わります。

○中山委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 先ほど御質問の中にありましたけれども、国の選挙の執行のために地方団体が自己財源を持ち出すというふうな事態は生じていないのかということをおひとつ明確に答えてください。

○浅野(大)政府委員 私ども、実態の調査なども

選挙の後やらしていただいておりますが、まずないと判断してよいのではないかと思つております。

○岡田(正)委員 先ほどないと思ひますという御答弁であつたのですが、都道府県などの選挙管理委員会等からの要望書を見てみましても、相変わらずあるのですよね。時間がありませんから簡単に言いますと、例えば人件費、物件費などを実情に見合うように改正してください。非常に簡単なことですね。それから、選挙公報というのを出します。この選挙公報の印刷経費について大幅に不足額が生じます。何とかしてください。これは今この中の二つだけ言つたのですが、これなど見ても、実情に合つてないのをそのままにしたのじゃぐあいが悪いが、今回の場合はそれに対して対応ができておるからもうないと思う、こういう意味のないと思うという答弁なのかどうか、それを言つてください。

○浅野(大)政府委員 従来から私は、選挙の執行経費というのは、超過負担の問題はほかの国庫支出費に比べて非常に少ないと思つております。ほつておきますと、三年間の物価上昇その他もあるわけでございますから、当然これは不足を生ずるということになりますので、それはこれまでのところ三年ごとにきちんきちんと改定をさせていただいております。そういう意味では前回、三年前もまずなかつたと思ひますけれども、それから三年分も今回繰り越していただいておりますので、今回の選挙についても大体大丈夫じゃないかと思つております。

ただ、給与単価の問題は、先ほどもちよつと触れましたけれども、国家公務員の水準に照らして多い場合にどうなるかということは、それはあるかと思ひます。

○岡田(正)委員 それではもう一遍確認をしておきますが、例えば公職選挙法等改正に関する要望書などというものが、例えば全国市区選挙管理委員会連合会とかいふふうにして出てきますね。その要望書に対して当局の方はどういう対応をするの

ですか。受理いたしました、はいと言つてごみ箱に行くだけです。どうやるのですか。

○浅野(大)府委員 要望書が出てまいりますと、必要によつては要望された方に事情も聞いてみます。それから、三年に一遍単価改定をやるわけでございますから、予算要求をする場合に、要望の中でこういうものは改善点としてやるべきじゃないか、ここはちよつと無理かなという検討をいたしまして、それで予算を組ましていただいております。ということでございます。

○岡田(正)委員 そうすると、例えば都道府県の選挙とかあるいは市町村の選挙というものに対して、要望書が出てきたものに対しては真剣に対応を、三年ごとの改正のときには対応をしておるが、今の都道府県連合会とかあるいは市町村連合会とかいう選挙の連合会、その要望書を出しになったところには直接回答するということはないのです。

○浅野(大)府委員 その要望書自体に対して、例えば第一の点についてはこう、第二の点についてはこうという形で回答はいたしておりますが、予算を組みました場合に、こういうふうな単価の内容を改定いたしております、例えば今回の場合ですと、ポスター掲示場につきまして、十三人以上候補者があつた場合にはそういうランクをまたつくる加算規定を設けたということをししましたから、そういう改定をいたしましたことは各選挙管理委員会に御通知しております。

○岡田(正)委員 大蔵省、お見えになつておりますか。

今いろいろ問題になつておりますことにちよつと関連をして、政治資金の問題についてお尋ねをしておきたいと思つておりますが、こういう場合はどうなるのでしょうかということをお尋ねいたします。

献金をしますね。お金ですね。あるいはこのごろ有名になつた未公開株を差し上げる、こういうようなことがあります。そういうときに、企業の

方から受け取つた人が、秘書が秘書というものが非常に盛んなのでありますが、秘書が受け取つたという場合の未公開株の利益いわゆる収益、それから献金、現金を秘書が受け取つてそのまま秘書が懐に入れたときには課税問題はどうかあるんだらうか。これは税金のいろいろな種類がありますね。所得税や法人税、そういうのを分けて教えていただきたい。

それから、その秘書が眞つ正直に、はい、これだけのものをいただきましたからといって直接議員に持つていって、議員が懐に入れた場合、そのときの課税は一体どうなるのであらうか。

それから、秘書が、こういうものが来ましてよという報告は議員にはするけれども、政治団体にそれを入れたという場合にはどうなるのでしょうか。ということについてお答えいただきたいと思います。

○阪田説明員 今のお尋ね、企業からの献金等という理解でよろしうございませう。一つは献金といひますか現金そのもの、もう一つは株式のお話でございます。

まず、献金の方から申し上げますと、献金、あるいは株式でも同様ですが、ただで株式を受け取つたという場合には想定してお答え申し上げます。

先生にあてられたものをかわつて秘書が受け取つた。第一番目は、議員じゃなくて秘書がそれ自分のものにしてしまつた、自分のポケットに入れたということかと思ひますが、その場合は、その政治献金相当額あるいはただでいただいた株式の時価相当額、これが秘書の所得ということになりまして、所得税の課税の対象になるということかと思ひます。

それから二番目は、秘書はただ預かつただけであつて、それをそのまま議員の先生御本人に渡したという場合でございますが、その場合は、その政治献金なりあるいは株式の時価相当額、これは当該議員の雑所得に係る収入ということになります。

すので、当該収入、まあその他にも収入があるでしょうが、そういった収入から政治活動のために費消した金額、これを差し引いて残りがあれば、雑所得としてやはり所得税が課せられるということになります。

それから最後に、議員秘書を通じて政治団体等にお金が行つたという場合、この場合は、政治団体は通常人格のない社団等ということになりますので、法人税法で、特定の収益事業を営む場合以外に課税をしないということになっております。

したがつて、政治団体が企業から政治献金を受けるとあるいは株式を無償で譲り受けるという行為は、その行為自体収益事業に該当しませんので、また法人税の課税関係は起こらないということでございます。

○岡田(正)委員 大変よくわかりました。

その次に、今度はかの有名なパーティー券であります。このパーティー券の収益というものが、預かり金にしてありますというようにことがこのごろはやはり言葉になつております。金は一体どこに行つたのか、それは預かり金にしてある、こういうようなことをよく聞くのでありますが、恐らくそれは秘書さんが預かり金として持つておるんではないかなというふうに思ふのです。それで、そういうパーティーの収益金を秘書さんなりあるいは自分の参謀なりが預かり金として持つておる場合、個人の人格で預かり金として持つておる場合は、一体これはどうなるのでしょうか。

それから、いま一つの問題は、その収益金を取り扱つた秘書がこれ幸いと自分の懐に入れてしまつた場合はどうなるのでしょうか。それから、秘書がそのまま正直に議員さんにそれをそっくりお渡しをして、議員さんが所得をされた場合には一体どうなるのでしょうか。それから、同じくその預かつた秘書がそれを政治団体にほうり込んだ場合はどうなるのでしょうかということをお答えください。

○阪田説明員 今のパーティーの収益でございますが、要するに人格のない社団等、後援会や何か、

そういうものがパーティーを開催することが多いと思うわけですが、そういう後援会なんかパーティーを開いて、その上がつた収入から費用を引いた残りのお金、これを秘書にお渡しになるという前提かと思ひます。

まず、最初の預かつているという状態でございませうけれども、これはそのお金がだれに帰属するかというのだけれど保管しているかというのとはおのずから別なことである。だから、預かるあるいは預けるという行為自体は損益には関係はしません。要するに、そのこと自体によつて所得が発生したりあるいは所得が減つたりというようなことではありませぬので、保管するあるいは保管せるといふ行為自体によつては、所得税や何かの課税関係は生じないということかと思ひます。

最終的にそれがだれに帰属するかということが課税の上ではポイントになるわけでございますが、それは、先ほど申し上げましたように、政治献金を企業から受け取るという場合と全く同様でございまして、秘書が自分のポケットに入れた場合は秘書の所得として課税される。それから、政治家に渡れば政治家の雑所得に係る収入になつて、そこから政治活動に要する費用を引いた残りに、もし残りがあればですが、課税される。それから、政治家の政治団体等に入つた場合は、これはやはり人格のない社団等として課税関係は起こらないということでございます。

○岡田(正)委員 どうも大変ありがたうございまして。結構でございます。

次に、今度は大臣にちよつとお尋ねをいたします。政治改革についての質問でございますが、大臣は現在のような国民の政治不信を招きました最大の理由、それは一体何であるとお考えになりますか。

○岡田(正)委員 竹下総理は、政治改革はみずから政治生命を賭して取り組むということの明言をしていらっしゃるわけですね。そこで大臣としては、その政治改革に取り組む、これは竹下さんが言ったのですからこれは知らぬといったらそれまでですけれども、こういうことに一番関連の深い大臣として、政治改革をこの際やるとすればこれとこれとこれとこれだけではやらなければいかぬぞというようなものを考えておられるならば、それをお考えを聞かせていただきたい。

○坂野国務大臣 予算委員会等で竹下総理自身が抽象的な問題、できるだけ早急に政治改革の緒につけるといふような立場で項目をおっしゃっているとおりでございしますが、総理自身がけじめをまずつける、それに続いて、当面やるべきことはできるだけ現内閣の時代においても緒につけたい、それから、新しい法制化をやるような問題については新内閣で取り組んでいただきたいというようなこととございしますから、そこで言われたことは、とりあえず資産の公開というような問題については、内閣がかかわるときには、今までやってなかったけれども、最初の組閣したときとそれの終わつたときの関係がわかるようなことぐらいはやっていきたいというようなことはおっしゃっているとおりでございします。そのほか、申し合わせでできていること、自民党の政治改革大綱の中でもうたわれておりますが、その中でも当面できる問題と中長期の問題と二つに分かれておりますが、ああいう問題を中心にして、できるものからやはり手をつけるべきだという感じがいたします。

○岡田(正)委員 今大臣がお話しになりましたけれども、このけじめという問題について、どういふようなことが今回の場合けじめとして考えられるか、甚だ言いにくいでしょうけれども、あえて発言していただませんか。

○坂野国務大臣 これは自治大臣としては大変コメントをしにくいわけですが、政治不信を除去するための第一の重要な課題じゃないかというところとございします。自民党の中でも、御

案内のとおり四役が皆さんの意見を聞かれたときに、後任の総裁を決めると同時に、むしろそれよりも早くできるけじめというものを考えるべきだという意見も出ております。ちょうど今自民党の中にも小委員会ができてスタートを切ったばかりでございますから、その成り行きを見守っているというところとございします。

○岡田(正)委員 けさほどから小選挙区制の問題についていろいろと高邁なお話を承ったところでありますが、大臣も、大変よく聞かせていただいた、勉強になった、非常に感服をしていらっしゃる、たまたまでございますが、小選挙区制というのはいずれやらなければならぬものだといふように大臣は認識をしていらっしゃるかどうか、それで、もしいずれやらなければならぬと認識しているとするならば、なぜやらなければならぬと思つていらっしゃるかといふことをお尋ねをいたしまして、時間が参りましたので、御答弁を聞いて終わりにさせていただきます。

○坂野国務大臣 これもちよつと自治大臣としてコメントしにくいのですが、坂野個人ということと……

いろいろ自民党の中で議論された中で、やはり中選挙区制といふ今の制度はいろいろな弊害が出てきているのではないか、いい面もあるかもしれないけれども、派閥の問題であるとか、政策本位じゃない、個人本位といふようなこともいろいろ指摘されて、必ずしも自民党全体が、全員が賛成といふことじゃないと私は思いますけれども、しかし大勢としては、政治改革大綱にも出てきたように、やはり小選挙区制に比例代表といふものを加味した方向で、将来の問題として、中長期課題として検討すべきじゃないかということも出ております。

私も入閣早々、おまえさんは一体小選挙区と中選挙区とどっちが経費がかかるかと思つたといふようなことを質問されて、まだ勉強しておりませんからそのようなことはよくお答えいたしかねるといふ答弁をしたことがございしますが、しかし客観

的な見方としては、やはり中選挙区の方が経費がかかるのじゃないかといふことも言われていることも事実だと思つております。

この問題は、やはり各党各会派の衆議院の皆さんに直接かかる大問題でございますから、暇をかけてひとつ御議論をいただきたい、そういう考え方でございします。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

○中山委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 執行経費の問題であります、我が党は、昨年一万三千人余りの署名で障害者のための公選法の改正の請願を紹介をいたしました。点字公報の発行だとか、裁判官の国民審査の点字投票制度の改善等々であります。残念ながら、自民党が反対で採択されなかつたのですけれども、やはり障害者の投票といふのは非常に重要な問題で、多くの地方公共団体で投票所にスロープをつけるとか車いすを置くとか、あるいは実質的な点字の選挙公報となるような点字新聞、雑誌の配布なんかをやっているという話ですね。

これは執行経費との関係ですが、本来国の選挙の経費だから執行経費の中で見ると当然だといふふうに私は思ふのです。しかし同時に、すぐそうならなくても、これらの施策で自治体の負担がふえた場合には、さつきはそういうことはないと思ふといふような答弁をしていまして、その分は調整費その他国費で見えていくといふふうにすべきだと思ふし、その点は自治省はどう考えているか、お聞きしたい。

○浅野(大)政府委員 私どもも基本的に、障害者の方々に投票に参加をしていただく、いろいろな政見等がそういう方々にもよく伝わるように努めるというところが大事だといふ認識は持つております。ただ、執行経費基準法という制度で考えました場合には、あるいは経費を標準化して定めておるといふことでもございしますので、果たして制度としてその中に織り込めるかどうかといふことになりまして、現段階ではそれは難しいという認識をいたしております。ただ、実際に選挙管理委員

会によりましては、それぞれの実情に応じまして必要な場合には適切な便宜供与もやつておるといふふうに承知をいたしております。

ですから、これは基準法として標準的には見れませんが、例えば点字による選挙のお知らせ版の経費といふようなものにつきましても、それが必要だといふような事情がきつと認められるところでありましたら、執行経費全体といふのはある程度地方団体の裁量で流用して使つていただいてもよろしいわけとございしますから、その中で間に合うようであればそういう使い方をしたいといたうこととございしますし、どうしても不足するといふような場合には調整費の中で措置するといふこともやつております。

○松本(善)委員 それから、点字の解説ができない人に公報などの録音テープの配布の希望があります。これは公選法の規定にないからということと選挙が直接できないといふ話なんです、が、奉仕団体、社会福祉団体などのボランティア団体がやつている、そういうものに対してはやはり援助をして普及すべきじゃないかと思ひますが、これも本当は制度的に認めるべきだと思ひますが、そういう援助についてもどう考えていますか。

○浅野(大)政府委員 基本的に制度化の問題があるいはあるかと思ひますが、現段階で私どもが考えておりますところでは、選挙の期間が非常に限られておりますので、その限られた期間内にそういう点字による選挙公報あるいはそれを録音したテープを間違いなく調製することが一体できるかどうか、また調製したものを選挙が責任を持って配布するといふこととありまして、これは公平に配布ができればいけないわけとございしますが、それが可能かどうか、そういう技術的な問題がありますものから、私どもとしては今のところそういうものの制度化は必要ないといふこととございします。これから関係方面の御意見を伺いながらいろいろと勉強はしてまいりたいと思ひます。それから経費の点につきまして

は、先ほど一般的な考え方を申し上げたとおりでございます。

○松本(善)委員 ボランティア団体への援助というふうなことはどうですか。

○浅野(大)政府委員 ボランティア団体への援助という形ではなかなか難しいのではないかと思います。選挙がどういふふうに関与できるか、その選挙の選挙執行経費としてどういふ出し方ができるかという話かと思ひます。

○松本(善)委員 そのほか、聴力障害者のための立会演説会の復活というふうな要望もあるのですが、手話の場がなくなつて、テレビの実況放送もなくなつたので、演説会の復活とともに、テレビの政見放送に手話通訳や字幕を導入してくれ、そういう要望があるのです。自治省でも政見放送研究会というのをつくつて検討しているという話なんです。今どうなつていますか。

○浅野(大)政府委員 聴覚、言語に障害がある方と政見放送の問題につきましては二つの側面があつたわけでございます。そういう方御自身が立候補された場合にどういふ方法で政見放送を伝えるかというところでございますが、これは御案内のとおり、一昨年でございまして、そういう候補者から提出していただいた原稿を放送局の方で録音をして、それを使うという方法で解決したわけでございます。

残つております問題は、政見放送等をテレビで一般になる場合、手話通訳というふうなものを例えればそこにつけられないか、あるいは字幕を入れられないかという問題であらうかと思ひます。この点は私も、そういう障害を持った方々に政見が伝わるように努力をするということは大事だと思つておるわけでございまして、問題は、これまで限られた期間ということを申し上げざるを得ないのでございまして、ともかく一定の限られた期間内に多くの候補者について、しかもこれまた公平、公正に制作しなければいかぬということがございます。そのために、そういうところからまいります政見放送制作上の問題、技術上の

問題等がいろいろありますものから、政見放送研究会をつくつて勉強してきたわけでございます。

これまでそれぞれ関係の方からいろいろな御意見もいただいておりますわけでございますが、一つの問題として、手話通訳をされる、その手話通訳を導入する場合には、ある程度のレベルと申しませうか、その方にお願いすれば政見放送として皆さんにお伝えするのに大丈夫だろうという方々を確保するといふような問題もございまして、その辺になりますと手話通訳者の認定というふうな問題等もありまして、これは厚生省がやつていふことでございまして、その辺のところの仕組みのでき上がりがいい、そういうものにもならぬがなお今検討を続けておるといふことでございまして。

○松本(善)委員 余り顕著な前進がないようなんですが、やろうと思へばできることだと思つたので、やはり今度の選挙で一定の前進ができるようにすべきだと思ひます。自治大臣もそういう努力をされるべきではないかと思ひます。

もう一つ聞きたいのは、寝たきり老人の在宅投票問題ですが、寝たきり老人とか妊産婦、一時的な疾患の患者にも郵便による在宅投票を認めるように我が党は修正案を出したこともありまして、そのときに附帯決議で「在宅投票制度については、政府は、その実施状況の推移を勘案して今後さらに拡充の方向で検討する」ということになつております。六十歳以上の棄権の理由は、明い選挙推進協会の世論調査によりますと、病気が半分なんです。やはりこれをもっと進めなければならぬといふふうに思ひますが、どこまで進んでいきますか。

○浅野(大)政府委員 在宅投票といひますか、郵便投票の対象の範囲を拡大することにつきましては、これまでいろいろな御意見をいただいております。ただ一方で、これは終戦間もないころですが、一回在宅投票制度というのが広く実施されて、それがかなり悪用されたという実績もあるわけでございます。そういう点を考えますと、や

はり選挙の公正をどう確保するか非常に考えなければいかぬところもあるわけでございます。そういうことで、私もいろいろと考えてはみるのでございまして、私どもも今のところまだそれを解決する道は見出せないという状況でございます。やはりどうしても、一体対象となる方をどう客観的に把握したらいのか、またそういうものをどういふ方法で証明すればいいのかというふうなところを十分見出せないでおるといふことでございまして。

○松本(善)委員 自治大臣に伺ひたいのですが、今私がいろいろ選挙部長相手に質問してしたことについてどうお考えなのかという点。

それからもう一つ、自民党は政治改革大綱で企業献金のむしろ枠の拡大を提起している。私も、今度のリクルートの問題は、企業献金がいかに政治を毒するかということの一面を証明したといふふうに思ふのです。それは世論の中でも出ております。朝日新聞の五月十一日に載つております世論調査では、政治家は献金企業の影響を受け過ぎる、それが八六%です。日本世論調査会が三月の二十五日、二十六日にやつた世論調査では、企業献金を一切禁止すべきといふのが三六・六%、規制を強化すべきだといふのが三〇・一%、合算すると六六・七%ということになります。それから朝日の三月二十八日の世論調査では、企業献金の規制強化が七五%ということで、企業献金の禁止ないし規制強化と悪悪を指摘するといふのが七〇%から八〇%という世論調査の結果が出ております。自民党の提案したものはこういう国民の声とは全く相反する方向へ行つてゐるのではないかと今思ふのですが、自治大臣に先ほど申しました二点を伺ひたいと思ひます。

○坂野国務大臣 選挙部長とのやりとりは私も聞いておりました。検討すべき課題があると思ひますので、できるだけ検討すべきものは検討させていただきますと思つております。それから、企業献金の問題、政治献金は個人献金を重点にすべきだといふことは、再々いろいろ

な機会に話が出ておることは私も承知しておりますけれども、それに対して今までのいろいろな予算委員会とかその他の機会で、我が方としては、特に自民党の立場から申し上げますと、やはり企業も社会的な役割を担つた存在であるし、そしてそれぞれの立場で企業から浄財をいただいて、それに基づいて正常な国会活動を行う、あるいは党の活動、政治活動を行うということは当然なことじゃないかという議論が強いわけでございます。先生、御意見もわからぬわけではございませんが、この問題、非常に重要な問題でございますし、自民党としては御案内のとおりに党の改革大綱の中では、できるだけ一本化して、そのかわり政党法とかなんかをつくつて、入りの方の、受ける受け皿といふものを明確にして、そしてできるだけ公明正大な形で、公開すべきものは公開しながら、企業献金の枠については今後の問題として検討したい。できることならば、やはり企業献金の拡大についても検討すべきじゃないか。

いろいろ今考えてみますと、私も自身が、やはり前回の政治資金規正法、これも全く個人的な見解でございますが、改正されたそれ以降に急にパーティーとかなんかといふものが、あつた現象が発生したのは、確かに今各党が検討されている出の規制といひますか、政治に金がかかるといふような方針が余り十分行われなかつたために、やむを得ずそういうパーティーも行われたといふことも言えないことはない面もあるわけでございます。その辺を総合的に考えながら、大変重要な問題でございますから、急に結論が出る問題じゃないと思つております。各党各派で十分この問題は議論を尽くして結論が出されるものじゃないかと思つてゐる次第でございます。

○松本(善)委員 公選法や政治資金規正法でも、国からの請負契約を持つてゐる者とかあるいは国から補助金などをもらつてゐる会社とか、そういうものの政治活動に対する寄附を規制しておりますけれども、それはやはり企業献金の害悪が出てきておるところを一部押さえてゐる。やはりこ

だから、一人区だから金がかからないなんというのは全くうそですよ、二つの例だけでありますけれども。だから竹下総理でさえも、二月十七日の衆議院予算委員会で、選挙区が大きいから小さいから、それで金がかかるかららないと一概に断定できないという趣旨の答弁をした。大臣もお聞きになっていたと思います。

しかし、最終的には各党派派でお決める問題でございますから、私が自治大臣としてどっちがいいとか悪いとか、そういうことを決めつける。また小選挙区の方と中選挙区とを比べてどっちの方が確実に金がかかるとかからぬとかいうことは、まだ的確な資料を持っておりませんし、そのお返しは各党派派で御議論いただく問題だと思つてお

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区の 選挙人数	投票日		区市町村
	投票日	投票日	
五百人以上未満	八五、九五円	平 日 土 曜 日 又は休日 平 日 土 曜 日 又は休日 平 日 土 曜 日	市
五百人以上未満	二六、六五円	一六、八七円	
五百人以上未満	九四、六二	一四、二六	市
五百人以上未満	一四、二六	一八四、三六〇	
二千人以上未満	二〇、七七	一五、〇七	町
二千人以上未満	二二、七三	二二、七三	
二千人以上未満	一四、三六	二〇、一〇	町
二千人以上未満	二〇、一〇	二五、九三	
三千人以上未満	二九、七六	二九、八六	村
三千人以上未満	二九、八六	二九、八六	
三千人以上未満	二九、八六	二九、八六	村
三千人以上未満	二九、八六	二九、八六	

投票区 の選挙 人数	区	市	町	村
五千人以上 一万一人未満	三〇八、九三三	二九〇、三三三	三三六、七〇七	三〇三、八三三
一万一人以上 一万五千人未満	三六六、九〇〇	三六八、七〇五	四〇九、一五五	三六八、九〇九
一万五千人以上 二万人未満	三六六、九〇〇	三六八、七〇五	四〇九、一五五	三六八、九〇九
二万人以上	四七〇、九八八	四八〇、〇三三	五二〇、八三三	四七〇、九八八

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	区	市	町	村
五千人以上 一万一人未満	三〇八、九三三	二九〇、三三三	三三六、七〇七	三〇三、八三三
一万一人以上 一万五千人未満	三六六、九〇〇	三六八、七〇五	四〇九、一五五	三六八、九〇九
一万五千人以上 二万人未満	三六六、九〇〇	三六八、七〇五	四〇九、一五五	三六八、九〇九
二万人以上	四七〇、九八八	四八〇、〇三三	五二〇、八三三	四七〇、九八八

第四条第三項中「三万八千九百四十五円」を「四万九千九百十八円」に、「三万九千六百六十二円」を「四万三千九百九十六円」に、「三万三千九百六十九円」を「三万七千七百十四円」に改め、同条第五項中「九百九十二円」を「九百六十六円」に、「千四百四十円」を「千三百三十三円」に、「千三百六十八円」を「千三百五十九円」に、「千四百八十二円」を「千四百七十一円」に、「千五百九十六円」を「千五百八十六円」に、「千八百二十四円」を「千八百一十二円」に、「三千四百二十三円」を「三千四百一十二円」に改め、同条第六項の表を次のように改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	区	市	町	村
五千人以上 一万一人未満	一四三、〇七八円	一四五、七四八円	一〇四、四〇九円	一〇四、四〇九円
一万一人以上 一万五千人未満	一六七、六四八	一七〇、四八四	一一七、〇六七	一一七、〇六七
一万五千人以上 二万人未満	二二九、五五二	二四三、八〇六	一六三、六八〇	一六三、六八〇
二万人以上	二九七、〇二四	三〇〇、六九〇	二〇五、四一五	二〇五、四一五

投票区 の選挙 人数	区	市	町	村
五千人以上 一万一人未満	二、四〇〇円	二、四〇〇円	一、六一七円	一、六一七円
一万一人以上 一万五千人未満	二、七九一	二、七九一	二、〇〇九	二、〇〇九
一万五千人以上 二万人未満	三、一八三	三、一八三	二、〇〇九	二、〇〇九
二万人以上	三、五七四	三、五七四	二、四〇〇	二、四〇〇

三万人以上	六四〇、六八五	六四二、二〇三	四三七、八八四
二万人以上	七八二、八〇八	七七九、九三〇	五三五、一三五

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
千人未満	一〇二、五三〇円	一〇五、六六〇円	六四、五七五円
千人以上	一一三、〇三六	一二六、七九二	七三、八〇〇
二千人未満	一八四、五五四	一九〇、一八八	一一〇、七〇〇
二千人以上	二二五、五六六	二二二、四五二	一三八、三七五
三千人未満	二八七、〇八四	二九五、八四八	一七五、二七五
三千人以上	三七九、三六一	三九〇、九四二	一一三〇、六二五
一万五千人未満	四一〇、一一〇	四二二、六四〇	二四九、〇七五
一万五千人以上	四七二、六三八	四八六、〇三六	二八五、九七五
三万人未満	五五三、六六二	五七〇、五六四	三三三、一〇〇

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
千人未満	四、七〇八円	七、六六八円	六、八八四円
千人以上	七、〇八八円	一三、三八八円	六、八八四円
二千人未満	一五、一七六円	一五、一五八円	一五、一五八円
二千人以上	一五、一七六円	一五、一五八円	一五、一五八円
三千人未満	一五、一七六円	一五、一五八円	一五、一五八円
三千人以上	一五、一七六円	一五、一五八円	一五、一五八円

第五条第四項の表を次のように改める。

三万人以上	三九、一四六	三九、一四六	三九、一四六	三九、一四六	三九、一四六	三九、一四六
二万人以上	二九、〇七五	二九、〇七五	二九、〇七五	二九、〇七五	二九、〇七五	二九、〇七五
一万人以上	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二
五千人以上	九四、〇三二	九四、〇三二	九四、〇三二	九四、〇三二	九四、〇三二	九四、〇三二
一万人未満	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二
二万人未満	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二
三万人未満	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二	二四、四九二

第五条第六項中「三千四百二十円」を「三千五百八十三円」に改める。
 第六条第一項の表中「六〇一、四〇八」を「六三三、三三二」に、「五九四、九七〇」を「六三二、

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
千人未満	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
千人以上	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
二千人未満	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
二千人以上	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
三千人未満	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
三千人以上	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
一万五千人未満	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
一万五千人以上	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
三万人未満	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円
三万人以上	三、二〇八円	三、二〇八円	三、二〇八円

四六九」に、「一七〇七、八八九」を「一、八〇〇、六二四」に、「一、六九二、四六〇」を「一、七八六、七五〇」に改め、同条第二項の表中「二五二、〇八八」を「二七六、〇一六」に、「二四七、八五〇」を「二七二、四五四」に、「六五六、三四九」を「七一八、六五〇」に、「六四五、三二〇」を「七〇九、三七六」に改め、同条第三項中「三万九千九百二十円」を「三万七千七百十円」に、「三万九千九百円」を「三万九千六百三十八円」に、「四万七千八百八十円」を「四万七千五百六十五円」に、「五万千八百七十円」を「五万五千五百二十九円」に、「五万五千八百六十円」を「五万五千四百九十三円」に、「六万三千八百四十円」を「六万三千四百二十円」に、「六万七千九十六円」を「六万六千六百八十四円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙		都道府県の世帯数		衆議院議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		参議院比例代表選出議員選挙	
七	百万以上	二九〇九	二八九一	三一四五	一	二十万以上	三六二八
六	七十万以上 百万未満	三二三〇	三一〇五	三一五六	二	三十万以上 四十万未満	三四四九
五	五十万以上 七十万未満	三三三〇	三三三二	三三三四	三	四十万以上 五十万未満	三三八五
四	四十万以上 五十万未満	—	三三三九	三三八五	四	五十万以上 六十万未満	—
三	三十万以上 四十万未満	—	三四七二	三四二四	五	六十万以上 七十万未満	—
二	二十万以上 三十万未満	—	三六七〇	三四四九	六	七十万以上 八十万未満	—
一	十万以上 二十万未満	—	三八五三	三六二八	七	八十万以上 九十万未満	—

第八條第一項の表中「三三」を「三四」に、「四七」を「四九」に、「六九」を「七三」に改め、同条第二項の表中「九七」を「〇三」に、「四二」を「五〇」に、「一七八」を「一八八」に、「二二一五」を「二二八」に、「二五」を「二六六」に、「二八八」を「三〇五」に、「三四」を「三四三」に改める。

第八條の二中「掲げるとおり」を「掲げる額（候補者数が十三人以上の揭示場については、十三人を超える数四人ごとに千三十円を加算した額）」に改め、同条の表を次のように改める。

九人未満	候補者数	区市町村
一、一三三〇円	区	
一〇、三〇〇円	市	
九、二七〇円	町村	

十三人以上	二二、八七五	一一、八四五	一〇、八一五
十三人以上	一四、四二〇	一三、三九〇	一二、三六〇

第九條第一項の表中「四、一二二」を「四、三三七」に、「三、六八二」を「三、八六七」に、「三、五六二」を「三、七三七」に、「四、七二八」を「一五、七三七」に、「一四、四八〇」を「一五、六二二」に、「二、八二五」を「一四、〇一三」に改め、同條第二項中「一万五百八円」を「一万三千三百九円」に、「一万七百元」を「一万六千六百五十四円」に、「九千六百六十五円」を「一万百七十五円」に改め、同條第四項中「六十七円」を「六十九円」に、「九十五円」を「九十八円」に、「百四十円」を「百四十四円」に、「二百四十円」を「二百四十七円」に改め、同條第五項中「四百四十円」を「四百十六円」に改め、同條第六項中「五百円」を「五百十五円」に改め、同條第七項中「三百六十十四円」を「三百六十二円」に、「四百五十五円」を「四百五十三円」に、「五百四十六円」を「五百四十三円」に、「五百九十二円」を「五百八十八円」に、「六百三十七円」を「六百三十四円」に、「七百二十八円」を「七百二十四円」に、「千九十五円」を「千八十九円」に改める。

第十三條第一項の表を次のように改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

[illegible]

[illegible]

第十三条の二第一項中「五百四十六円」を「五百六十二円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「七千円」を「七千五百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「五千七百円」を「六千五百円」に改める。

第十五条第一項中「千二百三十円」を「千三百円」に、「百三十円」を「百三十八円」に改める。

第十七条第二項中「一、七〇七、八八九」を「一、八〇〇、六二四」に、「九三〇、三一」を「九八三、〇一三」に、「一、六九二、四六〇」を「一、七八六、七五〇」に、「九二一、四八五」を「九七五、一四二」に、「六五六、三四九」を「七一八、六五〇」に、「三九四、二七一」を「四三一、六九五」に、「六四五、三三〇」を「七〇九、三七六」に、「三八七、六四五」を「四二六、一二四」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

理 由

最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年六月一日印刷

平成元年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局